

2023年度版

ゼログループ 総合補償プラン

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)



「弁護士費用特約」がオプションに追加されました！！



団体割引
15%適用!

募集締切
10月31日(火)



あなたに合ったプランを選んで急な病気・ケガの心配ゼロ。

株式会社ゼロ

ゼログループ総合補償プランは 福利厚生制度の一環です

ゼログループ総合補償プランは、スケールメリットを活かした福利厚生制度です。
ご加入や保険料のお支払いなどの手続きも簡単・便利です。

団体保険ならではのメリットを知っていただき、従業員の皆さまとご家族の生活設計にお役立てください。

団体割引
15%適用!

ご家族も
加入いただけます!

毎年見直しが
可能です!

- 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

<自動継続の取扱いについて>

- 前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

簡単な手続き

①
保険料は
給与からの引き去り! ※

②
医師の診査は不要で
加入手続きが簡単!

③
保険金の
請求手続きも簡単!

※退職者さまについてはご指定の口座より一括払いにて引き落としさせていただきます。(P2ご参照)

ライフステージごとに必要な補償を!



ライフステージに応じて必要な補償は変化します。

「ゼログループ総合補償プラン」は毎年補償内容の見直しが可能ですので、ご家族と相談し、必要な補償にご加入ください。

入社

結婚

出産

住宅
購入

子ども
独立



ご家族と相談を!

ご不明な点は
保険事業部まで
ご連絡ください!



募集要項

申込締切日 2023年10月31日（火）

加入申込票 株式会社ゼロ 保険事業部
提出先

保険期間 2023年12月1日午後4時 ～ 2024年12月1日午後4時

保険料の
払込方法 従業員様：2024年2月の給与より控除（分割12回）
退職者様：2024年2月27日頃にご指定の口座より引去（一括払い）

2023年度の改定ポイント

弁護士費用特約を追加しました！

NEW!

国内の日常生活において、ご本人およびご家族が偶然な被害事故にあった場合に、損害賠償を請求するための弁護士費用等や法律相談費用を補償する特約が、新しくゼログループ総合補償プランに追加されました！

例えば・・・ 公園でキャッチボールをしていた他人の子どものボールが近くを歩いていた息子の頭に当たり**後遺障害**を負ってしまった。

相手方の親に**治療費**と**慰謝料**を求めたが金額が折り合わない・・・。
そのため、弁護士に解決を依頼した。



弁護士費用特約オプションに加入すれば・・・

**弁護士費用等最高300万円、
法律相談費用最高10万円のお支払**

（引受保険会社の同意を得て支出した費用）



商品ラインアップ

ゼログループ総合補償プランは従業員の皆さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせるご加入いただけます。



ラインアップ

おすすめ

病気・ケガのリスクに備える

① 病気 + ケガ補償プラン



ケガに加え病気による
突然の出費に
備えましょう！

日常生活でのケガに備える

② ケガ補償プラン



① 病気 + ケガプランにセット可能なオプション

がん、急性心筋
梗塞、脳卒中
に備える
**三大疾病
診断保険金**



自転車等による
賠償事故に
備える
**日常生活
賠償**



ゴルフ好きの方必見
**ホールインワン・
アルバトロス
費用**



NEW!

被害を被ったときの
弁護士相談等に備える
弁護士費用補償



病気・ケガで働けなくなった
時に備える
所得補償



② ケガ補償プランにセット可能なオプション

自転車等による
賠償事故に備える
日常生活賠償



ゴルフ好きの方必見
**ホールインワン・
アルバトロス費用**



外出中のカメラの
破損等に備える
携行品損害



レンタル品等受託物の
賠償に備える
受託物賠償



親御さまの介護
に備える
親介護一時金



外出中のカメラの
破損等に備える
携行品損害



レンタル品等受託
物の賠償に備える
受託物賠償



NEW!

被害を被ったときの弁護士相談等に備える
弁護士費用補償



退職者さまのプランはP33~36へ

ご加入までの3つのポイント

1 自分自身やご家族にとってのリスクを考えてください

保険を選ぶとき、自分自身やご家族にとって「何がリスクであるのか」をチェックしてみてください。

突然の事故で自分が亡くなったら、
残された家族の生活はどうなるの？



病気になったら、手術や
入院費用が払えるのか？



自転車事故を起こし
相手に重傷を負わせたら？

レンタルしたものを
過って壊してしまったら？



2 パンフレットで補償内容をご確認ください

リスクが把握出来たら、
そのリスクをカバーする補償の
内容について、パンフレットで
しっかりと確認することが大切です。

分からない点があれば、
保険事業部までご相談ください。



3 自分にぴったりの補償をお選びください

補償の内容を把握したら、ご自身に
必要なプランを選んでいただけます。

加入される際は、じっくり検討いただき、
ご自身とご家族に合ったプランをお選び
ください。



声

ご加入者の

大腸がんで入院・通院・手術

入院2日、通院5日、入院中の手術1回、
入院中以外の手術1回
1,058,500円のお支払

健康診断で再検査になり、病院に行ったところ、
ポリープと診断され、切除しました。
その後の経過観察で大腸がんと診断され
手術で摘出することになりました。

加入していて
本当に良かった！



病気+ケガプラン【Z1】

1口加入

三大疾病診断保険金【S】

乳がんで入院・手術

入院30日、入院中の手術1回
600,000円のお支払

健康診断で乳がんと診断され、
手術で摘出することになりました。
手術や今後のことなど、精神的にも
経済的にも不安でしたが、保険金が
支払われて安心できました。

加入していて
本当に良かった！











病気+ケガプラン【Z1】

5口加入

補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。
プランの検討の参考にしてください。

補償の一覧表

	病気・ケガ							
	Z1	S	SH	OY1 OY2	NB	BH	LB1~ LB3	HB1~ HB5
	病気+ ケガ 補償 プラン	三大 疾病 診断 保険金	所得 補償	親介護 一時金	日常 生活 賠償	弁護士 費用	携行品損害 受託物賠償	ホールイン ワン・アルバ トロス費用
								
死亡・後遺障害 (ケガ)	●							
入院 (病気)	●							
通院 (病気)	●							
手術 (病気)	●							
入院 (ケガ)	●							
通院 (ケガ)	●							
手術 (ケガ)	●							
疾病放射線治療	●							
先進医療補償	●							
オプション補償	三大疾病 診断保険金	●						
	所得補償		●					
	親介護一時金			●				
	日常生活賠償				●			
	弁護士費用					●		
	携行品損害・ 受託物賠償						●	
	ホールインワン・ アルバトロス費用							●

今年度よりプラン拡充！

今年度より「弁護士費用特約」が新規導入となります。
是非新規加入をご検討ください！



NEW!				
ケガ				
Z2~Z5	NS,NF	BS,BF	LS1~LS3, LF1~LF3	HS1~HS5, HF1~HF5
ケガ補償 プラン	日常生活 賠償	弁護士 費用	携行品損害・ 受託物賠償	ホールインワン・ アルバイトロス費用
●				
●				
●				
●				
	●			
		●		
			●	
				●

生活サポートサービスの ご案内

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。ゼログループ総合補償プランなどにご加入のお客さまと同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は病気+ケガ補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

- 健康・医療相談
 - メンタルヘルス相談
- 等

介護

- 介護に関する情報提供
 - 介護に関する悩み相談
- 等

認知症・行方不明時の対応相談

- 認知症に関する情報提供と悩み相談
 - 認知症の方の行方不明時の対応に関する相談
- 等

暮らしの相談

- 暮らしのトラブル相談
- 暮らしの税務相談

情報提供・紹介サービス

- 子育て相談（12才以下）
 - 暮らしの情報提供
- 等

- 三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
- *サービス受付のご利用時間・電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



▶ 「病気+ケガ補償プラン」
に是非ご加入ください！

ライフステージに合わせた補償の選び方

年齢やライフステージが変われば、必要な補償やその額も大きく変わります。
大切なのはその時々自分に合った保険を選ぶことです。

家族の構成や生活環境が変化したときには、加入している保険の内容をよく確認したうえで
その時々ニーズに適した保険にご加入ください。

で備
すえ何
かたに
？い

入社したので
病気やケガに
備えたい

結婚したから
夫婦の備えを
考えたい

子どもが誕生した
ので、新たに追加
したい

働き盛りの世代の
万に備えたい

子どもが独立した
ので、補償を
見直したい

保険選びの
参考にしてください。



20代



入社

病気+ケガ【Z1】 3口

日常生活賠償【NB】



結婚

病気+ケガ【Z1】 3口

日常生活賠償【NB】

携行品・受託賠【LB1】

ホールインワン・アルパトロス
【HB1】

所得補償【SH】 3口

ご本人さま



配偶者さま



お子さま



ご両親



月払保険料

4,560円
(ご本人22才の場合)

10,740円
(ご本人・配偶者30才の場合)

保険加入は社会人としての責任

他人に迷惑をかけてしまったときに
社会人としての責任を果たせるよう
保険の加入を検討してください。

大切な家族を守るために

結婚したら配偶者の補償も必要に
なります。お互いが加入していた保険を
確認し、補償内容の見直しを行いましょう。

レジャー・スポーツ
好きの方はこちら！

30代	40・50代		レジャー好きの方向け
 <p>子ども誕生</p>	 <p>住宅購入</p>	 <p>子ども独立</p>	
<p>病気+ケガ【Z1】 3口</p> <p>日常生活賠償【NB】</p> <p>三大疾病診断保険金【S】</p> <p>携行品・受託賠【LB1】</p> <p>ホールインワン・アルバトロス【HB1】</p> <p>所得補償【SH】 3口</p> <p>弁護士費用【BH】</p>	<p>病気+ケガ【Z1】 3口</p> <p>日常生活賠償【NB】</p> <p>三大疾病診断保険金【S】</p> <p>携行品・受託賠【LB1】</p> <p>ホールインワン・アルバトロス【HB1】</p> <p>所得補償【SH】 3口</p> <p>弁護士費用【BH】</p>	<p>病気+ケガ【Z1】 3口</p> <p>日常生活賠償【NB】</p> <p>三大疾病診断保険金【S】</p> <p>携行品・受託賠【LB1】</p> <p>ホールインワン・アルバトロス【HB1】</p> <p>弁護士費用【BH】</p>	<p>ケガ【Z3】 2口</p> <p>日常生活賠償【NS】</p> <p>携行品・受託賠【LS1】</p> <p>ゴルフ好きの方は +</p> <p>ホールインワン・アルバトロス【HS1】</p> 
<p>病気+ケガ【Z1】 3口</p> <p>三大疾病診断保険金【S】</p>	<p>病気+ケガ【Z1】 3口</p> <p>三大疾病診断保険金【S】</p>	<p>病気+ケガ【Z1】 3口</p> <p>三大疾病診断保険金【S】</p>	
<p>病気+ケガ【Z1】 1口</p>	<p>病気+ケガ【Z1】 3口</p>		
	<p>親介護一時金【OY1】</p> <p>親介護一時金【OY1】</p>	<p>親介護一時金【OY1】</p> <p>親介護一時金【OY1】</p>	
<p>14,140円 (ご本人・配偶者35才、 子供1才の場合)</p>	<p>22,460円 (ご本人・配偶者45才、子供4才、 ご本人の両親70才の場合)</p>	<p>22,120円 (ご本人・配偶者50才、 ご本人の両親75才)</p>	<p>1,260円</p>

家族が増えたら補償も増やそう
家族が増えたら日常生活のリスクが高まりますので、ご家族全員の病気とケガに備えることが重要になります。

責任が重い年代は十分な補償を
マイホームを購入した方は働けなくなった場合のリスクに備える必要があります。またご両親の介護についても考えましょう。

年令を重ねた2人に必要な保険を
これまで以上にがんなどの病気が心配な年令になりますので、必要な補償に加入しましょう。

安心して楽しむために
楽しみの陰には思わぬ危険があります。もしものケガに備えておけば安心です。

保険の豆知識

所得補償（MS&AD型）特約

保険期間中に、ケガ、病気または骨髄採取手術※1により就業不能となり、その状態が免責期間（フランチイズ期間）を超えて継続した場合に、所得補償保険金（〔保険金額※2〕×〔就業不能期間の月数〕）をお支払いします。

※1 すべてのご契約に「骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）」が自動セットされます。

※2 保険金額は、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付額などをご勘案いただいたうえで、ご契約時に被保険者の平均月間所得額の50%以下となるよう設定していただきます。

（注1） 保険金額が被保険者の平均月間所得額を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。

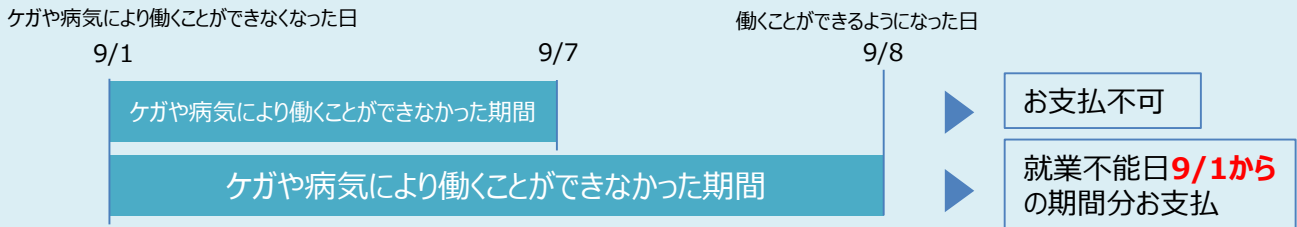
（注2） 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

（注3） 原因または発生した時が異なる複数のケガ、病気または骨髄採取手術により就業不能期間が重複する場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。

（注4） 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約 や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

この特約はフランチイズ期間7日となります。就業不能が開始した日からその日を含めて7日を超えてなお就業不能状態である場合に限り、就業不能開始日に遡って保険金をお支払いします。

（例）就業不能開始日が9/1の場合、保険金の支払可否は以下の通りとなります。



親介護一時金支払特約

介護のため一時的に必要な費用（**介護用品・住宅リフォーム費用等**）に充当することを目的とした特約です。この特約の被保険者（基本補償部分の被保険者の親（姻族を含みます。））が要介護状態となり、その要介護状態が**30日**を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

（注）「要介護状態」とは、公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた状態または特約記載の状態をいいます。詳細はP25「要介護状態（要介護2以上の状態）」をご覧ください。

仕事と介護を両立するためには



施設での介護を考えているAさん

親の状態に応じた介護施設を探さないと…希望する施設に空きがないことも想定されます。



自宅での介護を考えているBさん

介護計画に基づきヘルパーを手配したり、親族の協力を得たりと、自宅で介護ができる体制を整えるには時間がかかります。

“初期対応が大事”

仕事と介護の両立



職場の介護休業制度を利用し、しっかりとした初期の対応をとることで仕事と介護の両立が可能に！！

このような場合にお役に立ちます！

介護の費用

初期費用
約**69**万円

この費用に備えるのが

「**親介護一時金支払特約**」です。

継続的に発生する費用 約 **7.8**万円 × **54.5**ヵ月

※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(平成30年度)

保険の豆知識

先進医療補償

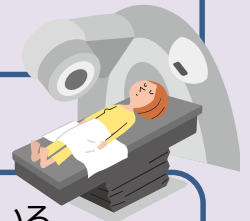
ケガや病気のため、保険期間中に日本国内で先進医療を受けた場合に
公的医療保険の対象外となる先進医療に要する費用※1等を**実費で補償**します。

ポイント①

**先進医療に要する費用※1を
実費で補償**

例えば・・・

がん治療に効果が見込まれる重粒子線治療の
自己負担額は
約316万円※2



ポイント②

先進医療を受けるための
交通費・宿泊費も補償

例えば・・・

重粒子線治療を実施している
医療機関は全国で**7病院※3**です。
(山形県、群馬県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、佐賀県)

※1 先進医療に要する費用は、先進医療の技術料のみをいい、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金を除きます。

※2 令和4年12月8日 厚生労働省「第117回先進医療会議」資料「令和4年度実績報告（令和3年7月1日～令和4年6月30日）」より

※3 令和5年4月1日 現在 厚生労働省ホームページより

◆「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限ります。）をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。



現役のゼログループ従業員さま向け

病気 + ケガ 補償プラン



加入限度口数 5口

加入口数は3口以上をおすすめします
先進医療補償は1口のみでの加入となります

基本補償

		保険金額
ケガ死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	600万円
入院（病気・ケガ）	病気やケガで入院したとき	3,000円/日
通院（病気・ケガ）	病気やケガで通院したとき （病気は入院前後の通院）	1,500円/日
手術（病気・ケガ）	病気やケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術：疾病・傷害入院保険金日額×10 それ以外の手術の場合：疾病・傷害入院保険金日額×5
疾病放射線治療	病気で放射線治療を受けたとき	30,000円/1回につき
先進医療補償	病気やケガにより国内で先進医療を受けたとき	1,000万円

1口あたりの月払保険料（被保険者の満年齢*）

	基本補償		オプション補償
	Z 1		S
	病気+ケガ（24時間補償）	先進医療補償	三大疾病診断保険金
生後15日以上~4才	1,580円	70円 先進医療補償部分は基本補償の加入口数を増やしても1口でのご加入となります。	60円
5~9才	1,510円		60円
10~14才	1,370円		60円
15~19才	1,390円		60円
20~24才	1,450円		80円
25~29才	1,550円		210円
30~34才	1,650円		380円
35~39才	1,690円		580円
40~44才	1,710円		860円
45~49才	1,860円		1,280円
50~54才	2,090円		1,570円
55~59才	2,440円		2,500円
60~64才	3,020円		4,760円
65~69才	4,020円		6,350円

※70才~89才までの保険料を確認したい場合は、保険事業部までご連絡ください。

* 年齢は保険始期（2023年12月1日）時点での満年齢となります。

入院（疾病・傷害）：支払対象期間180日 支払限度日数180日

通院（疾病・傷害）：支払対象期間180日 支払限度日数90日

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

傷害入院保険金額30,000円（15才未満の場合は15,000円）以内、傷害通院保険金日額20,000円（15才未満の場合は10,000円）以内となるようにご加入ください。

退職者さまのプランはP33~36へ

オプション補償 (病気+ケガ補償用)

加入限度口数 1口
(所得補償【SH】のみ10口)

		保険金額		月払保険料
三大疾病診断保険金	三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）と診断され、治療※を開始したとき ※急性心筋梗塞、脳卒中の場合は入院を開始することが支払要件です。	100万円	S	P 11参照
日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負ったとき (自転車による事故も対象)	3億円	NB	140円
携行品損害 (免責金額3,000円) 受託物賠償 (免責金額5,000円)	携行品損害：外出先で携行品を破損したり、盗まれたりなどしたとき 受託物賠償：レンタルした財物等を過って壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負ったとき	携行品損害：10万円 受託物賠償：30万円	LB1	100円
		携行品損害：20万円 受託物賠償：30万円	LB2	140円
		携行品損害：30万円 受託物賠償：30万円	LB3	200円
ホールインワン・アルバトロス費用	日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成したとき	10万円	HB1	100円
		30万円	HB3	290円
		50万円	HB5	490円
弁護士費用	損害賠償請求するために弁護士費用を支出したり弁護士に法律相談したとき	弁護士費用等：300万円 法律相談費用：10万円	BH	260円
親介護一時金	親の要介護2以上の状態が30日を超えて継続したとき	100万円	OY1	下記参照
		200万円	OY2	
所得補償	病気やケガで7日を超えて就業不能となったとき	月額1万円	SH	下記参照

親介護一時金の月払保険料 (1人あたり特約被保険者(親)の満年齢*)		
フランチャイズ期間30日	OY1セット	OY2セット
	100万円	200万円
生後15日以上~19才	お引受不可	
20~44才	10円	20円
45~49才	20円	40円
50~54才	40円	90円
55~59才	110円	210円
60~64才	240円	480円
65~69才	570円	1,130円
70~74才	1,280円	2,570円
75~79才	2,850円	5,710円
80~84才	7,390円	14,770円
85~89才	14,920円	29,830円

所得補償の月払保険料 (被保険者(ご本人)の満年齢*) 限度口数：10口	
フランチャイズ期間7日 てん補期間1年	SHセット
	月額1万円
生後15日以上~14才	お引受不可
15~19才	70円
20~24才	100円
25~29才	110円
30~34才	120円
35~39才	150円
40~44才	180円
45~49才	210円
50~54才	240円
55~59才	260円
60~64才	270円
65~69才	320円
70~74才	530円
75~79才	790円
80才~	790円

* 年齢は保険始期(2023年12月1日)時点での満年齢となります。

- (注1) 「健康状況告知書質問事項」に該当された場合は、ご加入いただけません。
- (注2) 「要介護状態」とは、公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた状態または特約記載の状態をいいます。詳細はP25をご覧ください。

(注3) 所得補償の保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の50%以下で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)

(注4) SHセット「所得補償」に新規でご加入いただける方は株式会社ゼロおよびその系列会社の役員・従業員の方に限ります。

現役のゼログループ従業員さま向け



ケガ補償プラン

【個人型】

加入限度口数 10口

加入口数は3口以上をおすすめします

基本補償

		保険金額
死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	300万円
入院（ケガ）	ケガで入院したとき	1,500円／日
通院（ケガ）	ケガで通院したとき	750円／日
手術（ケガ）	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術：疾病・傷害入院保険金日額×10 それ以外の手術の場合：疾病・傷害入院保険金日額×5
1口あたりの月払保険料		
Z 2		Z 3
24時間補償プラン		業務外のケガのみ補償プラン
650円		460円

オプション補償

加入限度口数 1口

(注) Z3「業務外のケガのみ補償プラン」に新規でご加入いただける方は、株式会社ゼロおよびその系列会社の役員・従業員の方に限ります。

		保険金額		月払保険料
日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負ったとき (自転車による事故も対象)	3億円	NS	140円
携行品損害 (免責金額3,000円) 受託物賠償 (免責金額5,000円)	携行品損害：外出先で携行品を破損したり、盗まれたりなどしたとき 受託物賠償：レンタルした財物等を過って壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負ったとき	携行品損害：10万円 受託物賠償：30万円	LS1	100円
		携行品損害：20万円 受託物賠償：30万円	LS2	140円
		携行品損害：30万円 受託物賠償：30万円	LS3	200円
ホールインワン・アルパトロス費用	日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルパトロスを達成したとき	10万円	HS1	100円
		30万円	HS3	290円
		50万円	HS5	490円
弁護士費用	損害賠償請求するために弁護士費用を支出したり弁護士に法律相談したとき	弁護士費用等：300万円 法律相談費用：10万円	BS	260円

傷害入院：支払対象期間1,095日 支払限度日数1,095日

傷害通院：支払対象期間1,095日 支払限度日数90日

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

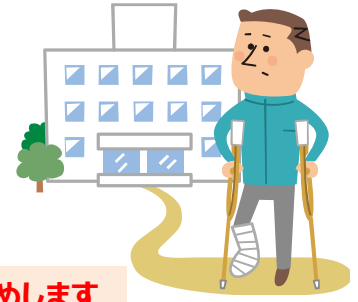
傷害入院保険金額30,000円（15才未満の場合は15,000円）以内、傷害通院保険金日額20,000円（15才未満の場合は10,000円）以内となるようにご加入ください。

退職者さまのプランはP33～36へ

現役のゼログループ従業員さま向け

ケガ補償プラン

【家族型】



加入限度口数 5口

加入口数は3口以上をおすすめします

基本補償

		保険金額		
		ご本人	配偶者	親族
死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	500万円	500万円	250万円
入院（ケガ）	ケガで入院したとき	3,000円/日	3,000円/日	2,000円/日
通院（ケガ）	ケガで通院したとき	1,500円/日	1,500円/日	1,000円/日
手術（ケガ）	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術：疾病・傷害入院保険金日額×10 それ以外の手術の場合：疾病・傷害入院保険金日額×5		

1口あたりの月払保険料

Z 4	Z 5
24時間補償プラン	業務外のケガのみ補償プラン
3,310円	2,960円

(注) Z5「業務外のケガのみ補償プラン」に新規でご加入いただける方は、株式会社ゼロおよびその系列会社の役員・従業員の方に限ります。「配偶者」「親族」の方は24時間補償となります。

オプション補償

加入限度口数 1口

		保険金額		月払保険料
日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負ったとき (自転車による事故も対象)	3億円	NF	140円
携行品損害 (免責金額3,000円) 受託物賠償 (免責金額5,000円)	携行品損害：外出先で携行品を破損したり、盗まれたりなどしたとき 受託物賠償：レンタルした財物等を過って壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負ったとき	携行品損害：10万円 受託物賠償：30万円	LF1	140円
		携行品損害：20万円 受託物賠償：30万円	LF2	190円
		携行品損害：30万円 受託物賠償：30万円	LF3	280円
ホールインワン・アルパトロス費用【本人型】	日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルパトロスを達成したとき	10万円	HF1	100円
		30万円	HF3	290円
		50万円	HF5	490円
弁護士費用	損害賠償請求するために弁護士費用を支出したり弁護士に法律相談したとき	弁護士費用等：300万円 法律相談費用：10万円	BF	260円

傷害入院：支払対象期間1,095日 支払限度日数1,095日
傷害通院：支払対象期間1,095日 支払限度日数90日

退職者さまのプランはP33～36へ

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

傷害入院保険金額30,000円（15才未満の場合は15,000円）以内、傷害通院保険金日額20,000円（15才未満の場合は10,000円）以内となるようにご加入ください。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については、P24～P25の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害死亡保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 （注1）傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 （注2）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等 [※] の無資格運転、酒気帯び運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病氣 [※] または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [※] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [※] ●入浴中の溺水 [※] （ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん） [※] によって発生した肺炎 ●P23の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P23の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具 [※] を用いて競技等 [※] をしている間のケガ など （注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [※] が発生した場合 傷害死亡・後遺障害保険金額 ×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） （注1）政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注2）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [※] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [※] の診断に基づき後遺障害 [※] の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 （注3）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 （注4）既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ [※] のため、入院 [※] された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。） 傷害入院保険金日額×傷害入院の日数 （注1）傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間 [※] （Z1セットは180日、Z2.Z3.Z4.Z5セットは1,095日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数 [※] （Z1セットは180日、Z2.Z3.Z4.Z5セットは1,095日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 （注2）傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害手術保険金 ★傷害補償（MS&AD型）特約	保険期間中の事故によるケガ [※] の治療 [※] のため、傷害入院保険金の支払対象期間 [※] （Z1セットは180日、Z2.Z3.Z4.Z5セットは1,095日）中に手術 [※] を受けられた場合 1回の手術 [※] について、次の額をお支払いします。 ①入院 [※] 中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額×10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額×5 （注）次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療 [※] 過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。		

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約 傷害保険金	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギブス等*を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(Z1セットは180日、Z2.Z3.Z4.Z5セットは1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(P15 傷害死亡保険金の保険金をお支払いしない主な場合と同じ)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後(*)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●妊娠または出産(「療養の給付」等(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。) ●原因がわからないときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*4)(加入者証等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的)にセットされます。)のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (次ページにつづく)
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(180日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(180日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (※) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療については、保険金をお支払いしません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	疾病入院保険金をお支払いする場合、次の①または②のいずれかに該当されたとき。 ①疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ②疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のため、通院された場合(以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。) (注)疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。	$疾病通院保険金日額 \times 疾病通院の日数$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含まません。 ・ 保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 ・ 疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(180日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・ 1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	(前ページからのつづき) (*3) 公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット	保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、30日を超えて継続した場合 (*普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注2) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP26の<代理請求人について>をご覧ください。	$親介護一時金額の全額$ (注) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。	● 保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ● 自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*中の事故による要介護状態 ● 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ● 原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用 保険金 ★先進医療費用 保険金補償特約 ☆特定精神障害 補償特約 セット	ケガ*または病気**の治療**のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (*2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用(*) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (*)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きします。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。 (注) 保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病*した病気(*4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5) 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初の保険契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合								
三大疾病診断 保険金 ★三大疾病診断 保険金補償(待機期間 不設定型)特約	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払事由</th> <th>支払要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限りします。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>急性心筋梗塞を発病したこと。</td> <td>その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> <tr> <td>脳卒中を発病したこと。</td> <td>その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。</td> </tr> </tbody> </table> 医師*によって、特約記載の三大疾病(がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*したことが診断され、治療**を開始し、下表の支払要件を充足した場合(保険期間中にがん*と診断された場合、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により入院**された場合に限りします。) (*1) 病理組織学的所見(生検)が得られない場合、他の所見による診断も認めることがあります。 (注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中(*2)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん診断時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院の開始時からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*2) がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。	支払事由	支払要件	がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限りします。	—	急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限りします。 (注2) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないことにより保険金を請求できない場合は、法律上の配偶者が被保険者に代わって保険金を請求することができます。なお、被保険者に法律上の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を共にする配偶者以外の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。)が被保険者に代わって保険金を請求することができます。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」(注)を除きます。)のほか、次の場合は保険金をお支払いしません。 ●がん(悪性新生物)*、急性心筋梗塞または脳卒中を発病*した時が、この保険契約の始期日(*6)より前の場合 ●既に保険金をお支払いしたがんの再発・転移によるがん(既に保険金をお支払いしたがんと同じ部位に再発したがんを含みます。) ●既に保険金をお支払いした急性心筋梗塞または脳卒中(これと医学上因果関係がある急性心筋梗塞または脳卒中を含みます。) など (*6) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初の保険契約の始期日をいいます。
支払事由	支払要件										
がん(悪性新生物)に罹患したこと。ただし、病理組織学的所見(生検)(*1)により診断された場合に限りします。	—										
急性心筋梗塞を発病したこと。	その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										
脳卒中を発病したこと。	その脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始したこと。										

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償 保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等 ^(※1) を運行不能 ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅 ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日まで [*] の遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額 [*] (0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族 [*] に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等 [*] の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害 保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品 ^(※1) に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品 ^(※2) をいいます。ただし、P23の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 - 免責金額 [*] (1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額 [*] によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族 [*] の故意による損害 ●自動車等 [*] の無資格運転、酒気帯び運転 [*] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。 ●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に発生した損害を除きます。 ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P23の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任 保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中で、受託物 ^(※1) を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、損壊 ^(※2) ・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 ^(※1) 「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P23の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 ^(※2) 「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。 ^(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者 [*] 、同居の親族および別居の未婚 [*] の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	$\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}^{(*)} + \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} - \text{免責金額}^{**}$ (1回の事故につき5,000円) ^(※) 被害受託物の時価額が限度となります。 ^(注1) 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 ^(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 ^(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ^(注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあり、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等[*]の無資格運転、酒気帯び運転[*]または麻薬等を使用している運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的故障・機械的故障（故障等）による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●航空機、船舶（原動力がもっぱら人力であるものを含みません。）、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族[*]に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等） ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[*]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P23の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルパトロ ス費用保険金 ★ホールインワン・アルパ トロス費用補償特約（団体総 合生活補償保 険用）	日本国内のゴルフ場 [*] において被保険者が達成した次のホールインワン [*] またはアルパトロス [*] について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次のアおよびイの両方が目撃 [*] したホールインワンまたはアルパトロス ア. 同伴競技者 [*] イ. 同伴競技者以外の第三者（同伴キャディ [*] 等。具体的には次の方をいいます。） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出りする造園業者・工業者 など $\text{（注）原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。}$ ②達成証明資料 ^(※1) によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルパトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）プレー中のホールインワンまたはアルパトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書 ^(※2) により証明できるものに限ります。	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用 ^(※1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場 [*] に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ [*] に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護 ^(※2) またはゴルフ場競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン [*] またはアルパトロス [*] を記念して作成するモニュメント等の費用（ただし、保険金額の10%が限度となります。） ^(※1) 贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 ^(※2) 自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 ^(注1) 保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルパトロスごとにホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●日本国外で達成したホールインワン[*]またはアルパトロス[*] ●ゴルフ場[*]の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ●ゴルフ場の使用人^(※)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など ^(※) 「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルパトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	（前ページからのつづき） （*1）「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 （*2）「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。 （a）同伴競技者 （b）同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者（達成証明資料がある場合は不要です） （c）ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者 （注）この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	（前ページからのつづき） （注2）ホールインワン・アルパトロス費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご加入の場合、ホールインワン・アルパトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （注4）保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ★所得補償（MS&AD型）特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）セット	保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が所得補償保険金の免責期間（7日）を超えて継続した場合 （注1）【再度就業不能となった場合の取扱い】 所得補償保険金の免責期間を超えた就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。 （注2）【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 （*）就業不能の原因となった病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。	$\frac{\text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間}^* \text{の月数} + \text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間}^* \text{のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ （注1）所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 （注2）原因または時を異にして発生したケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気（ただし、治療*を目的として医師*がこれらのものを用いた場合は、保険金をお支払いします。） ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気（テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*（*1）（加入者証等に記載されます。）などによる就業不能* ●精神障害*（*2）を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約（所得補償特約用）をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合などによる就業不能* （注）ご加入をお引受した場合でも、保険期間の開始時*（*3）より前に発病*した病気*（*1）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 （*1）その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 （*2）「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など （*3）就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等 保険金・法律相 談費用保険金 ★ 弁護士費用 特約	①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害 ^(※1) を被った被保険者が、法律相談 ^(※2) を行った場合 ^(※2) (※1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊 ^(※3) または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (※2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (※3)「損壊」とは、滅失、破壊または汚損をいいます。 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者 ^(※) 、同居の親族および別居の未婚 ^(※) の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 <u>引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等^(※1)の額</u> 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 <u>引受保険会社の同意を得て支出した法律相談費用^(※2)の額</u> (※1)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (※2)1事故 ^(※3) につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (※3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。 (注1)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者 ^(※) から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額」が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等 ^(※) の無資格運転または酒気帯び運転 ^(※) 中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用財産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用財産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等の外科的手術その他の医療処置によって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談 ^(※) を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用財産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気^(※)を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※1)の原因となった病気^(※2)を発病^(※)した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※2)を発病した時が、その病気による入院^(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2) 疾病入院^(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気^(※)を含みます。

補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」／補償対象外となる主な「受託物」	
補償対象外となる運動等 山岳登山 ^(※1) 、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機 ^(※2) 操縦 ^(※3) 、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機 ^(※4) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗 <p style="text-align: right;">その他これらに類する危険な運動</p> (※1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3) 職務として操縦する場合は含みません。 (※4) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。	
補償対象外となる職業 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 <p style="text-align: right;">その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>	
補償対象外となる主な「携行品」 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型(無人機等を含みます。) およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネー、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)・設計書・図案・証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ <p style="text-align: right;">など</p>	
補償対象外となる主な「受託物」 日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 <p style="text-align: right;">など</p>	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱 [*] 、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。
就業中の傷害危険対象外特約(Z3・Z5セット)	職業または職務に従事している間のケガ [*] に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 家族型への変更に関する特約をセットする場合(Z5セット) 本人^(*)が職業または職務に従事している間のケガに対して傷害保険金をお支払いしません。 (※)「本人」とは、加入者証等に記載された被保険者をいいます。 </div>
家族型への変更に関する特約(Z4・Z5セット)	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
保険金支払条件変更(フランチャイズ)特約(所得補償特約用)(SHセット)	就業不能の状態が所得補償保険金の免責期間 [*] を超えて、所得補償保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当している場合に限り、就業不能が開始した日からその日を含めて、所得補償保険金の免責期間が満了するまでの間の就業不能についても、所得補償保険金をお支払いします。

※印の用語のご説明

用語	説明				
あ					
アルバトロス	ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。				
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。				
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。				
医師	被保険者以外の医師をいいます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>特約名称</td> <td>特約固有の「医師」の範囲</td> </tr> <tr> <td>親介護一時金支払特約</td> <td>保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師</td> </tr> </table>	特約名称	特約固有の「医師」の範囲	親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
特約名称	特約固有の「医師」の範囲				
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師				
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※（これと医学上因果関係がある病気※を含みます。）によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。				
か					
がん（悪性新生物）	上皮内新生物を含みます。				
ギブス等	ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。				
競技等	競技、競争、興行（*）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。（*）いずれもそのための練習を含みます。				
行政書士が行う相談	行政書士法第1条の3（業務）第1項第4号に規定する相談をいいます。				
頸（けい）部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。				
ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状（*）を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。 ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒 （*）継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。				
ケガを被った所定の部位	次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。 ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限りです。 ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限りです。				
後遺障害	治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※を除きます。				
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。				
誤嚥（えん）	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。				
骨髄採取手術	組織の機能が障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含まれません。				
ゴルフ場	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。				
さ					
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。				
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。				
支払限度日数	支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>適用される保険金の名称</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金</td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金		
適用される保険金の名称					
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金					
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>適用される保険金の名称</td> </tr> <tr> <td>・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金</td> </tr> </table>	適用される保険金の名称	・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金		
適用される保険金の名称					
・傷害入院保険金 ・傷害通院保険金 ・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金					
司法書士が行う相談	司法書士法第3条（業務）第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。				
就業不能	ケガ※または病気※を被り、入院※していることまたは治療※を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。				
就業不能期間	てん補期間※内における被保険者の就業不能※の日数（就業不能の原因が骨髄採取手術※の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数）をいいます。				
酒気帯び運転	道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。				
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（*1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。 ②先進医療※に該当する診療行為（*2） （*1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 （*2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。				

用語	説明
乗用具	自動車等*、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
所得補償保険金の免責期間	就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間（加入者証等記載の日数）をいいます。就業不能の状態がこの期間を超えて継続しなかった場合は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
親族	6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
先進医療	手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
た	
治療	医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または住診もしくは訪問診療により、治療*を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
てん補期間	所得補償保険金の就業不能*が開始した日からその日を含めた一定の期間（加入者証等記載の期間をいいます。）をいいます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成したゴルフ場*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン*またはアルバトロス*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
な	
入院	自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
は	
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
発病	医師*が診断*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 （*）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
病気	被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
平均月間所得額	所得補償保険金の免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用*を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬（*1）、司法書士報酬（*1）または行政書士報酬（*2） ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 （*1）弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 （*2）書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （注）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
法律相談	次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為*、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。 ①弁護士が行う法律相談 ②司法書士が行う相談* ③行政書士が行う相談* （*）審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
法律相談費用	法律相談*の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
ま	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、達成後に被保険者から呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません。
や	
要介護状態（要介護2以上の状態）	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度*の第1号被保険者（65才以上） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は株式会社ゼロが保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われなことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等された場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は株式会社ゼロおよびその系列会社の役員・従業員・退職者に限ります。
- 「病気+ケガ補償プラン」「ケガ補償プラン（個人型）」の場合、被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、株式会社ゼロおよびその系列会社の役員・従業員・退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。ただし、Z3プランおよびSHプラン（所得補償）に新規でご加入いただける方は、株式会社ゼロおよびその系列会社の役員・従業員の方に限ります。
(*)「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- 「ケガ補償プラン（家族型）」の場合、被保険者（補償の対象者）本人^(*)となれる方の範囲は、株式会社ゼロおよびその系列会社の役員・従業員・退職者およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。
ただし、Z5プランに新規でご加入いただける方は、株式会社ゼロおよびその系列会社の役員・従業員の方に限ります。
(*)「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
【病気の補償】保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
【ケガの補償】保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
【上記以外の補償】保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実にされるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 税法上の取扱い（2023年8月現在）
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手続き

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡（連絡先はP32参照）
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
【ご提出いただく書類】
以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
○引受保険会社所定の保険金請求書 ○引受保険会社所定の同意書 ○事故原因・損害状況に関する資料
○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、健康保険証（写）等）
○引受保険会社所定の診断書 ○診療状況申告書 ○公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ○死亡診断書
○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
○休業・所得証明書 ○所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書等）
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 代理人請求について
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、**本内容については、代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**
（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
（*）法律上の配偶者に限ります。
- 保険金支払の履行期
引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^{(*)1}をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^{(*)2}を終えて保険金をお支払いします。^{(*)3}
（*1）保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。
（*2）保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
（*3）必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受いたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

健康状況告知書ご入力あるいはご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力あるいはご記入ください。

- 継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなくご継続いただく場合には、あらかじめ健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*) 保険金額の増額、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

（注）告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約親介護	<ul style="list-style-type: none"> 基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご入力あるいはご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をそのままご入力あるいはご記入ください。 特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご入力あるいはご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力あるいはご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容 (○：あり、×：なし)	回答が必要な質問事項 (○：回答要、×：回答不要)		
	質問1	質問2	質問3
疾病補償	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途親介護一時金・休業専用の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	先進医療費用保険金補償特約
	所得補償（MS & AD型）特約
親介護補償	親介護一時金支払特約親介護

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した三大疾病 ^(※4) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償 特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
所得補償 (MS & AD型) 特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(※1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(※2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

(※3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※4) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのままご継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(※)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。

(※) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型) 特約	<告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。
先進医療費用保険金補償特約	「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名（カナ）が表示されている場合は、以下のとおりご入力あるいはご記入ください。なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
所得補償 (MS & AD型) 特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
親介護一時金支払特約 親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の入力あるいは記入方法】

「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の疾病コード、疾病・症状名（カナ）を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。
- ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。



ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく入力あるいは記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・投者または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。） 保険金額（ご契約金額） 保険期間（保険のご契約期間） 保険料・保険料払込方法
--

2. 「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」への入力・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。
内容をよくご確認ください、「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」に正しくご入力あるいはご記入いただきますようお願い申し上げます。

入力・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまご確認ください。

・「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しく入力あるいは記入いただいていますか？
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力あるいはご記入ください。
*ご入力あるいはご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
・「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の「他の保険契約等」欄は正しくご入力あるいはご記入されていますか？
*ご加入いただく保険商品の「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の範囲はご希望通りとなっていますか？
◆「所得補償特約（SHセット）」をお申込みの場合のみご確認ください。
保険金額は、平均月間所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下となるような口数でお申込みされていますか？
◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。
被保険者（補償の対象となる方）の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご入力あるいはご記入いただいていますか？

3. 次のいずれかに該当する場合には「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」のご提出が必要ですのでご確認ください。
 - ・この保険制度に新規加入される場合
 - ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更 など）
 - ・既にご加入されているがご継続されない場合

重要事項のご説明

契約概要のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）が事故によりケガをされた場合（傷害補償特約等をセットした場合）や病気になられた場合（疾病補償特約等をセットした場合）等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ	被保険者の範囲（○：被保険者の対象 ー：被保険者の対象外）		
	本人（*2）	配偶者	その他親族（*3）
本人型	○	ー	ー
家族型（*1）	○	○	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人（*2）のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約 先進医療費用保険金補償特約	本人（*2）のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
所得補償（MS&AD型）特約	本人（*2）のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満15才以上の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a) 本人（*2） (b) 本人（*2）の配偶者 (c) 同居の親族（本人（*2）またはその配偶者と同居の、本人（*2）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人（*2）またはその配偶者と別居の、本人（*2）またはその配偶者の未婚の子）
受託物賠償責任補償特約	(e) (a) から (d) までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（*4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	本人（*2）
弁護士費用特約	(a) 本人（*2） (b) 本人（*2）の配偶者 (c) 同居の親族（本人（*2）またはその配偶者と同居の、本人（*2）またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族） (d) 別居の未婚の子（本人（*2）またはその配偶者と別居の、本人（*2）またはその配偶者の未婚の子）
親介護一時金支払特約 ^{親介護}	本人（*2）の親（姻族を含みます。2名までを限度とします。）のうち、「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

- （*1）家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- （*2）「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- （*3）家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子
- （*4）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。
- （注）同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際のものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は P15～P23 のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合（支払事由）と保険金のお支払額 P15～P23 をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由） P15～P23 をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

P15～P23 をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

- ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P11～P14、P33～P36の保険金額欄および「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
- ・保険金額は被保険者（補償の対象者）の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者（補償の対象者）の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

P2 をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型））

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は株式会社ゼロが保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等を含み、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年齢」（病気を補償する契約に限ります。）

③被保険者の健康に関する告知（病気を補償する契約に限ります。）

(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書入力あるいは記入のご案内」をご覧ください。

(2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、「e-団体ネット手続きシステム」あるいは「加入申込票（紙）」の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご入力あるいはご記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等を含み、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
(注)家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。
a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
b.この保険契約^(*)を解約すること。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険（MS&AD型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険（MS&AD型） ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）	ゴルフ保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
③	団体総合生活補償保険（MS&AD型） 所得補償特約	所得補償保険

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P2記載の方法により払込みください。P2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
P15～P23をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、P2記載の方法により払込みください。P2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

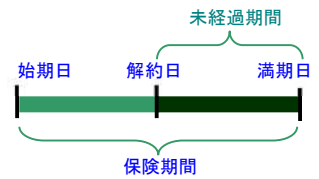
6. 失効について

ご加入後に、被保険者（家族型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。
ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

P26をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

P27をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
 - ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型））をお申込みされる場合のご注意事項
 - ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
 - ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
 - ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
 - ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】 株式会社ゼロ 保険事業部
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地ソリッドスクエア西館6階 TEL: 044-520-0149

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）
「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）
事故はいち早く
事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」は、こちらから



指定紛争解決機関

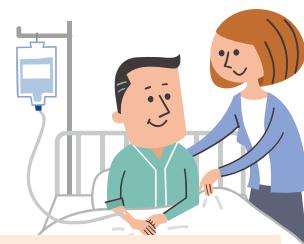
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）〕 0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

退職者様向け

病気+ケガ補償プラン



加入限度口数 5口

加入口数は3口以上をおすすめします
先進医療補償は1口のみでの加入となります

基本補償

		保険金額
ケガ死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	600万円
入院（病気・ケガ）	病気やケガで入院したとき	3,000円/日
通院（病気・ケガ）	病気やケガで通院したとき （病気は入院前後の通院）	1,500円/日
手術（病気・ケガ）	病気やケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術：疾病・傷害入院保険金日額×10 それ以外の手術の場合：疾病・傷害入院保険金日額×5
疾病放射線治療	病気で放射線治療を受けたとき	30,000円/1回につき
先進医療補償	病気やケガにより国内で先進医療を受けたとき	1,000万円

1口あたりの年払保険料（被保険者の満年齢*）

	基本補償		オプション補償
	Z 1		S
	病気+ケガ（24時間補償）	先進医療補償	三大疾病診断保険金プラン
生後15日以上~4才	17,420円	740円 先進医療補償部分は基本補償の加入口数を増やしても1口での加入となります。	670円
5~9才	16,550円		670円
10~14才	15,160円		670円
15~19才	15,210円		670円
20~24才	15,990円		840円
25~29才	17,090円		2,290円
30~34才	18,120円		4,120円
35~39才	18,500円		6,280円
40~44才	18,820円		9,380円
45~49才	20,390円		13,950円
50~54才	22,940円		17,140円
55~59才	26,750円		27,240円
60~64才	33,090円		51,920円
65~69才	44,040円		69,230円

※70才~89才までの保険料を確認したい場合は、保険事務所までご連絡ください。

*年齢は保険始期（2023年12月1日）時点での満年齢となります。

入院（疾病・傷害）：支払対象期間180日 支払限度日数180日






通院（疾病・傷害）：支払対象期間180日 支払限度日数90日

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

傷害入院保険金額30,000円（15才未満の場合は15,000円）以内、傷害通院保険金日額20,000円（15才未満の場合は10,000円）以内となるようにご加入ください。

オプション補償 (病気+ケガ補償用)

加入限度口数 1口

		保険金額		年払保険料
三大疾病診断保険金 	三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）と診断され、治療を開始したとき ※急性心筋梗塞、脳卒中の場合は入院を開始することが支払要件です	100万円	S	P 3 3 参照
日常生活賠償 	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負ったとき （自転車による事故も対象）	3億円	NB	1,540円
携行品損害 (免責金額3,000円) 受託物賠償 (免責金額5,000円) 	携行品損害：外出先で携行品を破損したり、盗まれたりなどしたとき 受託物賠償：レンタルした財物等を誤って壊してしまったとき	携行品損害：10万円 受託物賠償：30万円	LB1	1,110円
		携行品損害：20万円 受託物賠償：30万円	LB2	1,510円
		携行品損害：30万円 受託物賠償：30万円	LB3	2,160円
ホールインワン・アルバトロス費用 	日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成したとき	10万円	HB1	1,070円
		30万円	HB3	3,210円
		50万円	HB5	5,360円
弁護士費用 	損害賠償請求するために弁護士費用を支出したり弁護士に法律相談したとき	弁護士費用等：300万円 法律相談費用：10万円	BH	2,810円

保険の豆知識 データで見る自転車事故のリスク

自転車による加害事故例

9,521万円※の賠償判決

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

※判決認容額です。判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え」（2019年8月改訂）から作成

日常生活賠償への加入をおすすめします！

3億円まで補償！ + 示談交渉サービス付（国内事故のみ）

退職者様向け

ケガ補償プラン

【個人型】



加入限度口数 10口

加入口数は3口以上をおすすめします

基本補償

		保険金額
死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	300万円
入院（ケガ）	ケガで入院したとき	1,500円／日
通院（ケガ）	ケガで通院したとき	750円／日
手術（ケガ）	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額×10 それ以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5

1口あたりの年払保険料

Z 2（24時間補償プラン）

7,130円

オプション補償

加入限度口数 1口

		加入限度口数	保険金額	年払保険料
日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負ったとき（自転車による事故も対象）	1口	3億円	NS 1,540円
携行品損害 (免責金額3,000円) 受託物賠償 (免責金額5,000円)	携行品損害：外出先で携行品を破損したり、盗まれたりなどしたとき 受託物賠償：レンタルした財物等を誤って壊してしまったとき		携行品損害：10万円 受託物賠償：30万円	LS1 1,110円
			携行品損害：20万円 受託物賠償：30万円	LS2 1,510円
			携行品損害：30万円 受託物賠償：30万円	LS3 2,160円
ホールインワン・アルバトロス費用	日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成したとき		10万円	HS1 1,070円
			30万円	HS3 3,210円
			50万円	HS5 5,360円
弁護士費用	損害賠償請求するために弁護士費用を支出したり弁護士に法律相談したとき	1口	弁護士費用等：300万円 法律相談費用：10万円	BS 2,810円

傷害入院：支払対象期間1,095日 支払限度日数1,095日

傷害通院：支払対象期間1,095日 支払限度日数90日

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

傷害入院保険金額30,000円（15才未満の場合は15,000円）以内、傷害通院保険金日額20,000円（15才未満の場合は10,000円）以内となるようにご加入ください。

退職者様向け

ケガ補償プラン 【家族型】



加入限度口数 5口

加入口数は3口以上をおすすめします

基本補償

		保険金額		
		ご本人	配偶者	親族
死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき	500万円	500万円	250万円
入院（ケガ）	ケガで入院したとき	3,000円／日	3,000円／日	2,000円／日
通院（ケガ）	ケガで通院したとき	1,500円／日	1,500円／日	1,000円／日
手術（ケガ）	ケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額×10 それ以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5		

1口あたりの年払保険料

Z 4（24時間補償プラン）

36,060円

オプション補償

加入限度口数 1口

		加入限度口数 1口	保険金額	年払保険料
日常生活賠償	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負ったとき（自転車による事故も対象）		3億円	NF 1,540円
携行品損害 (免責金額3,000円) 受託物賠償 (免責金額5,000円)	携行品損害：外出先で携行品を破損したり、盗まれたりなどしたとき 受託物賠償：レンタルした財物等を誤って壊してしまったとき		携行品損害：10万円 受託物賠償：30万円	LF1 1,500円
			携行品損害：20万円 受託物賠償：30万円	LF2 2,130円
			携行品損害：30万円 受託物賠償：30万円	LF3 3,110円
ホールインワン・アルパトロス費用【本人型】	日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルパトロスを達成したとき		10万円	HF1 1,070円
			30万円	HF3 3,210円
			50万円	HF5 5,360円
弁護士費用	損害賠償請求するために弁護士費用を支出したり弁護士に法律相談したとき		弁護士費用等：300万円 法律相談費用：10万円	BF 2,810円

傷害入院：支払対象期間1,095日 支払限度日数1,095日

傷害通院：支払対象期間1,095日 支払限度日数90日

<複数のプランにご加入いただく場合のご注意>

傷害入院保険金額30,000円（15才未満の場合は15,000円）以内、傷害通院保険金日額20,000円（15才未満の場合は10,000円）以内となるようにご加入ください。

お問い合わせは

代理店・扱者

株式会社ゼロ 保険事業部
〒212-0013
神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア
西館 6階
TEL : 044-520-0149

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 自動車法人営業
部 第一課
〒101-8011
東京都千代田区神田駿河台3-9
TEL : 03-3259-1453